



本調査の参考資料

2026年9月



地方公共団体における地域脱炭素の推進に関する状況調査

- 毎年度、地方公共団体（実行計画の策定義務のある団体）に対して「地域脱炭素の推進に関する状況調査(旧：地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査)」を実施している。
- 実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等を調査している。
- 調査結果は環境省の地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトで公表している。令和3年度調査からは、一部の結果をオープンデータとして公開している。

<推進状況調査報告書概要版から>

令和7年度「地域脱炭素の推進に関する状況調査」分析結果概要

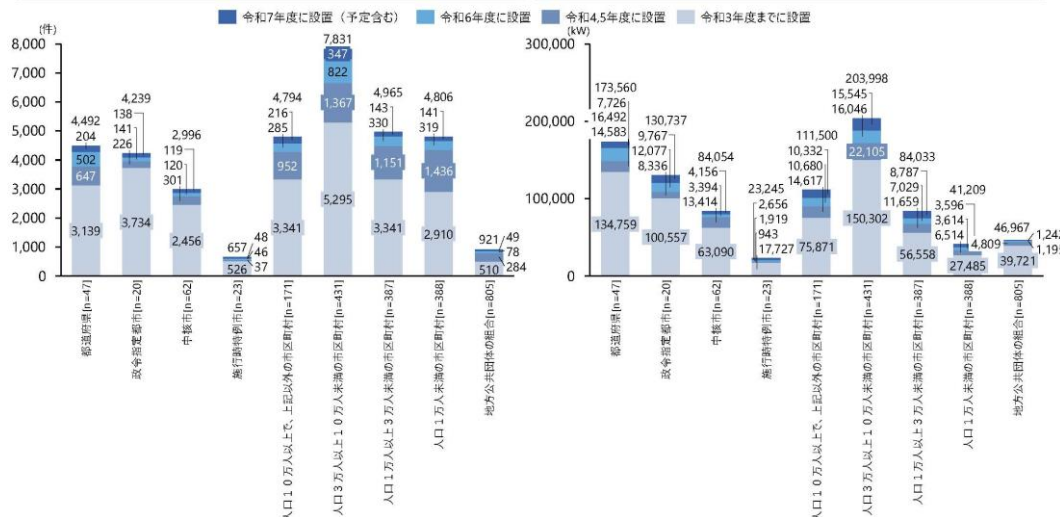
(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

公共施設における太陽光発電設備容量実績（建築物）【Q1-3(2)】

- 団体区分別の建築物における太陽光発電設備設置実績は次のとおり。

太陽光発電設備設置建築物数（合計：35,701件）

太陽光発電設備設置容量（建築物）（合計：899,292kW）



*「令和5年度までに設置済」は令和6年度までの調査結果を掲載

23

令和7年度「地域脱炭素の推進に関する状況調査」分析結果概要

(3) 施策の取組状況

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-3(1)①】

- 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している取組としては、再エネ設備設置のための自治体独自の補助制度や、住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助制度等が確認される。

区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況（複数選択可）



[n=1,704]

55

地方公共団体実行計画について

事務事業編、区域施策編(地域脱炭素化促進事業制度)の
概要、策定状況等について紹介します

地方公共団体実行計画の概要

- 地方公共団体は、**地球温暖化対策推進法**第21条に基づき、**地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定**することとされている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**（廃棄物処理事業、上下水道事業等を含む※）に関する温室効果ガス削減計画

※地方自治法（昭和22年法律第67号）等に定められた全ての行政事務

（すべての地方公共団体に義務付け）

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下4項目の施策と、**施策の目標**を定める。
（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。）
 - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・ 循環型社会の形成
- ② **すべての市町村**は、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）の実施に関する要件**（対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組**等）を定めるよう努める。
また、要件を満たす**事業計画について認定**を行う。
- ③ **都道府県**は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる。
また、都道府県は、市町村と共同して促進区域等を定めることができ、その場合、事業計画の認定を都道府県が行う。

地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）の全体像



- 地球温暖化対策推進法第21条では、地方公共団体実行計画にて定めるものとして次の事項を掲げている。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 環境省は、地方公共団体実行計画に関する国の技術的な助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を作成しており、地方公共団体実行計画の一般的な構成として考えられるものとして、以下のとおり整理している。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

1 背景

- ・ 地球温暖化の状況や、地球温暖化対策を巡る国際的な動き及び我が国での取組の動向、庁内でのこれまでの取組

2 基本的事項

- ・ 計画策定の目的、対象とする範囲、対象とする温室効果ガスの種類、計画期間、上位計画等との関連性

3 温室効果ガスの排出状況

- ・ 基準年度を含む過年度における「温室効果ガス総排出量」の算定結果、温室効果ガスの排出量の増減要因の分析結果

4 温室効果ガスの排出削減目標

- ・ 基準年度から目標年度にかけての「温室効果ガス総排出量」の削減目標

5 目標達成に向けた取組

- ・ 設定した目標を達成するための取組についての、基本方針と具体的な内容

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

- ・ 事務事業編の推進体制や進捗管理の仕組み

地方公共団体実行計画（区域施策編）

1 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

- ・ 地球温暖化対策を巡る動向、区域の特徴、基準年度、目標年度及び計画期間、計画の策定・実施に係る体制

2 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

- ・ 区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量の推計・要因分析（現況推計含む）

3 計画全体の目標

- ・ 区域施策編で掲げる計画全体の目標（総量削減目標、その他の目標等）

4 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

- ・ 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

5 地域脱炭素化促進事業に関する内容

- ・ 【都道府県】促進区域の設定に関する基準
- ・ 【市町村】地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

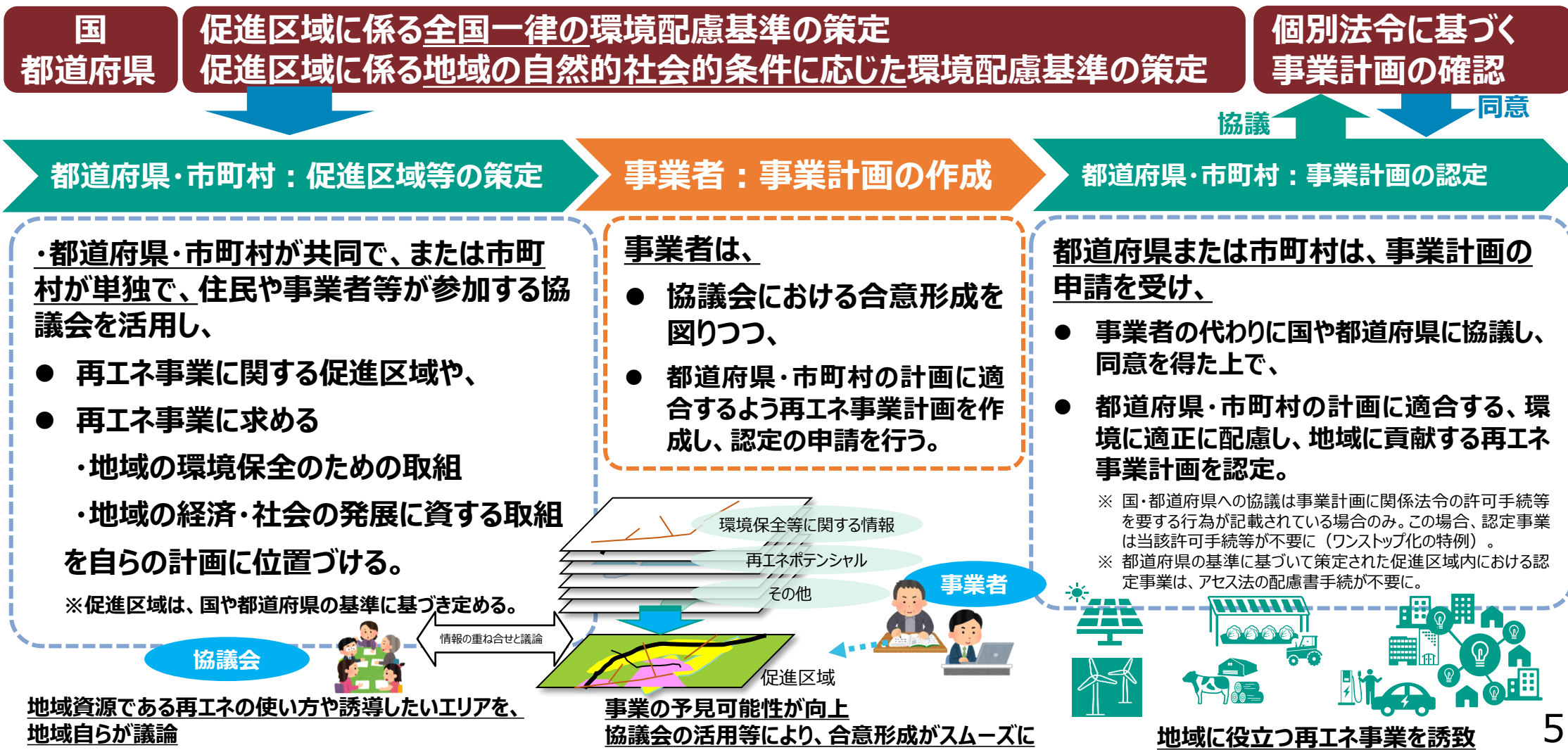
6 区域施策編の実施及び進捗管理

- ・ 地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく措置及び施策の実施状況の公表

地域脱炭素化促進事業制度の全体像（R7.4.1～）

- 都道府県・市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



地方公共団体実行計画の策定状況



- 地方公共団体実行計画の策定状況については以下のとおり。**計画策定にとどまらず施策の具体化・実行が課題。**

地方公共団体実行計画策定状況（2025年10月時点調査）

全ての地方公共団体に策定義務

団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他人口10万人以上の市区町村	175	175	100.0%	162	92.6%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	470	470	100.0%	358	76.2%
人口1万人以上3万人未満の市町村	458	446	97.4%	233	50.9%
人口1万人未満の市町村	533	471	88.4%	212	39.8%
その他市区町村計 （政令指定都市、中核市、施行時特例市除く）	1,636	1,562	95.5%	965	59.0%
計（都道府県＋市区町村）	1,788	1,714	95.9%	1,117	62.5%
地方公共団体の組合	1,511	686	45.4%		
計	3,299	2,400	72.7%		

都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定義務

地方公共団体実行計画において求められていること



事務事業編における対応

- 地球温暖化対策計画において、**地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて行うこととされている。**

削減目標

2030年度までに**50%**削減（2013年度比）を踏まえた野心的な目標設定を推奨している。

太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約**50%**以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度**までに**100%**設置を目指す。

建築物の建築

2030年度までに新築建築物の平均で**ZEB ready**相当となることを目指し、**2030年度以降**には**更に高い省エネ性能**を目指す。また、**既存建築物**について省エネ対策を徹底する。

公用車

2030年度までにストックで**100%**電動車導入を目指す。（代替不可能なものを除く）

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED

2030年度までに既存設備を含めて**100%**LED照明導入を目指す。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁での調達電力の**60%**以上を再エネ電力とする。

以降、**2040年度**には調達電力の**80%**以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

区域施策編における対応

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定については、**都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に策定の義務があり、その他の市町村は努力義務**とされている。
- 一方で、地球温暖化対策計画では、区域内の脱炭素施策に関して、**特に小規模な市町村**については、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点から、**都道府県が、当該都道府県の地方公共団体実行計画区域施策編に基づき実施**することや、**市町村が、都道府県や連携中枢都市等と共同・連携して計画を策定し実施**することも推進することとされている。
- 地球温暖化対策計画では、**市町村**は、計画の進捗の評価に当たって、**市町村別の温室効果ガス排出量等**を削減の進捗管理に活用することが難しい場合には、**都道府県の温室効果ガス排出量**を参照し、都道府県全体の計画や進捗状況を踏まえながら、**各市町村の再生可能エネルギー導入量等の指標を中心に進捗管理を実施**することも可能としている。

公共施設への太陽光発電の導入目標、フォローアップについて



- 2024年3月開催の「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（第2回）で施設種別の導入目標を決定。毎年、設置状況を確認し、情報提供等対策を実施していく。
- **公共部門（政府・地方公共団体）での太陽光発電6.0GWの導入（2030年度）** 達成に向け、環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を開催。（第1回：2023年9月～第7回：2026年6月）
- 政府全体（防衛省を除く）の導入ポテンシャルから、6.0GWに対応する**政府の導入目標を57MW（0.06GW）**と設定。導入目標の達成に向けて**各府省庁において太陽光発電整備計画を策定**。
- 地方公共団体の保有する公共施設の導入ポテンシャル調査結果(令和5年度施行状況調査より)を元に、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、**施設種別（行政施設、小中学校施設、医療施設、廃棄物処理施設等）の導入目標を設定**。（施設種別全体での導入目標は4.82GW）
- 地方公共団体へ効果的な情報提供を行うべく、各施設種別の特徴をとらえた訴求ポイントを踏まえた情報提供と支援メニューの紹介を実施する。

地方公共団体保有施設における太陽光発電の導入状況



	設備容量ベース（令和４年度以降に追加的に導入された実績）			【参考値】設置件数ベース（これまでの全ての実績）		
	令和４～６年度の実績 ＋令和７年度に導入済・導入見込み	導入目標（※１）	導入割合	令和３年度までの実績 ＋令和４～６年度の実績 ＋令和７年度に導入済・導入見込み	設置可能な建築物等の 合計値×５０％（※２）	導入割合
	(kW) 【①】	(kW) 【②】	(%) 【③＝①/②】	(件) 【④】	(件) 【⑤】	(%) 【⑥＝④/⑤】
市民文化系施設	13,436	192,000	7.0%	1,482	4,614	32.1%
社会教育系施設	17,309	285,000	6.1%	2,351	6,113	38.5%
社会体育施設	10,039	327,000	3.1%	775	3,382	22.9%
幼稚園施設	770	47,000	1.6%	302	1,207	25.0%
小中学校施設	82,132	1,331,000	6.2%	10,124	22,808	44.4%
特別支援学校施設	3,087	56,000	5.5%	350	1,111	31.5%
高等学校施設	11,996	299,000	4.0%	1,155	5,282	21.9%
児童福祉施設	7,496	172,000	4.4%	1,384	5,071	27.3%
社会福祉施設	8,418	139,000	6.1%	827	3,201	25.8%
医療施設	3,720	76,000	4.9%	291	830	35.1%
行政施設	40,545	188,000	21.6%	2,646	4,335	61.0%
消防施設	4,916	61,000	8.1%	1,012	3,674	27.5%
警察施設	2,986	26,000	11.5%	518	1,770	29.3%
公営住宅	11,809	440,000	2.7%	3,712	15,928	23.3%
廃棄物処理施設	8,803	106,000	8.3%	614	1,711	35.9%
水道施設	20,896	107,000	19.5%	856	3,174	27.0%
下水道施設	23,911	160,000	14.9%	349	3,437	10.2%
その他施設	27,935	812,000	3.4%	14,012	21,753	64.4%
地方公共団体施設の 施設種別合計	300,203	4,824,000	6.2%	42,760	109,402	39.1%

※１ 地方公共団体施設における設備容量ベースの「導入目標」は、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（第２回）（令和６年３月２５日）資料２－４より引用。

※２ 【政府目標に準じた参考値】として記載した設置件数ベースの値における「設置可能な建築物等の合計値」は、令和５年度施行状況調査により把握した地方公共団体施設の太陽光発電設備の導入ポテンシャル（簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったもの）をもとに推計して算出したもの。

※３ 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足し上げた場合の数値と一致しない場合がある。

関連計画について

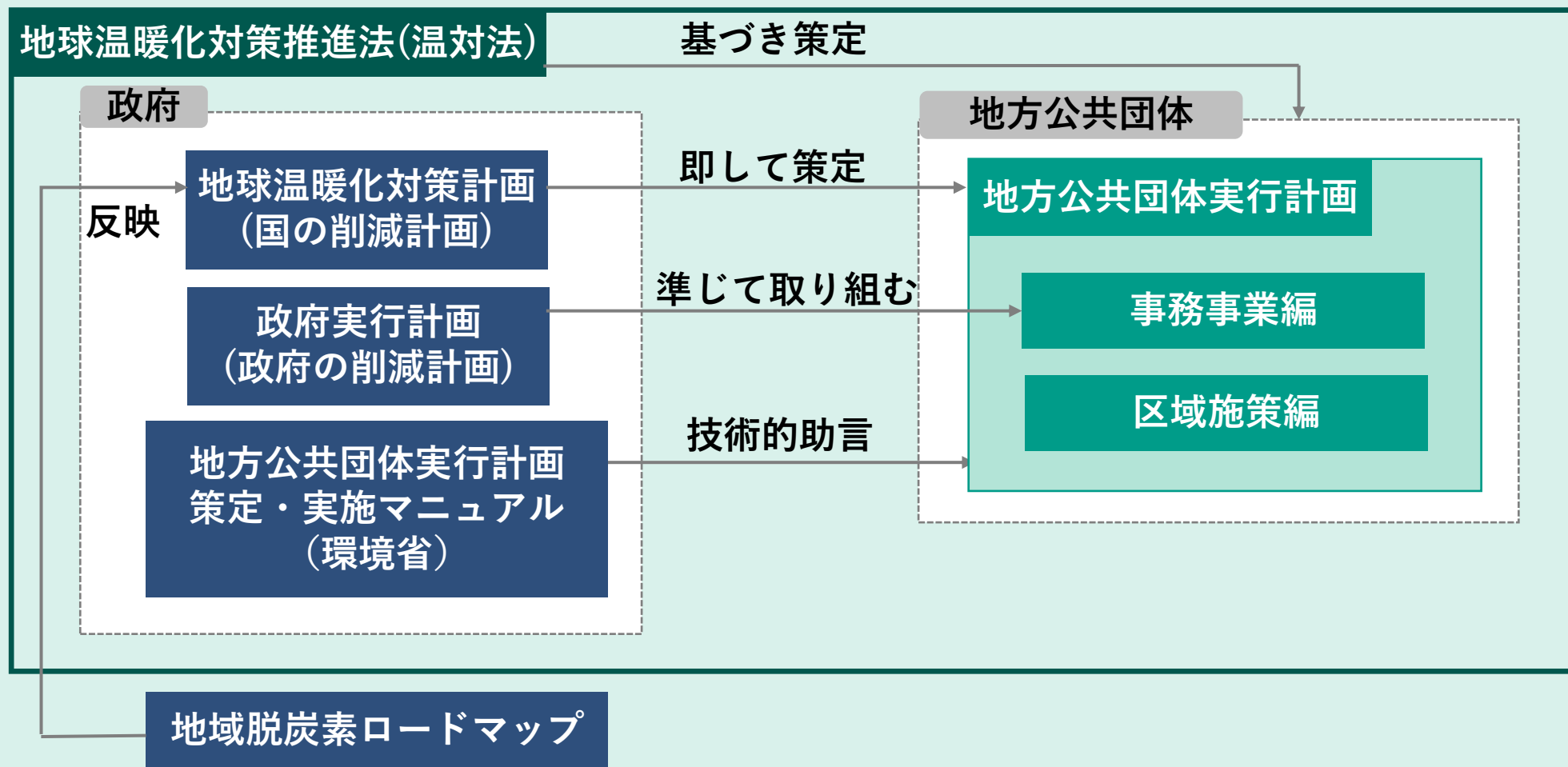
地方公共団体実行計画に関連する計画について紹介します。
関連計画の見直しに伴い、本調査の設問への変更が生じています。

令和6年度の関係計画の見直し

令和6年度には、地方公共団体実行計画に関する各計画の見直しが実施されました。

- ・地球温暖化対策計画：令和7年2月18日閣議決定
- ・政府実行計画：令和7年2月18日閣議決定

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に「**即して策定**」することになっており、そのうち事務事業編は政府実行計画に「**準じて取り組む**」ことになっています。



脱炭素ロードマップ(地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ)概要 (令和6年12月)



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的なものであり、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

顕在化した課題

- **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズ**が増加しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

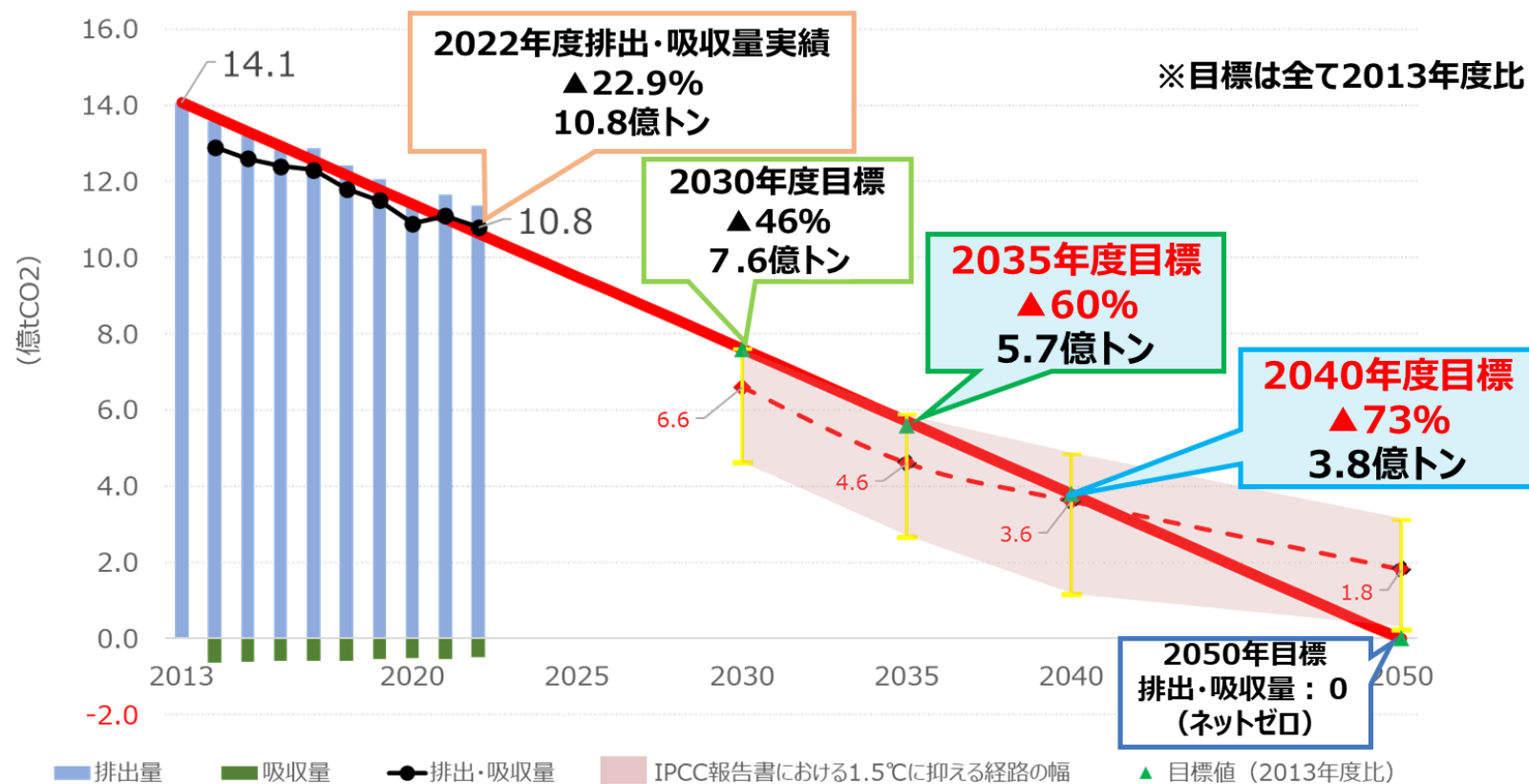
- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る**。
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築することが重要であり、地方公共団体が中心となって、脱炭素の大きなムーブメントを起こし、脱炭素型地域経済に移行**。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

地球温暖化対策計画 次期削減目標(NDC)

次期NDC(国の温室効果ガス削減目標)を含む地球温暖化対策計画が令和7年2月18日に閣議決定。

我が国は、2030年度目標と2050年ネットゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩いていく。次期NDCについては、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。これにより、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく。



次期NDC 達成に向け、エネルギー基本計画・GX2040ビジョンと一体的に、主に次の対策・施策を実施。
対策・施策については、フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直しを図る。

エネルギー転換

- **再エネ**、**原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等**、**CCUS**の活用

地域・暮らし

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓**、**高効率給湯器**、**電動商用車**や**ペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

産業・業務・運輸等

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上**、**光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンター**の効率改善
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の省エネ、**航空・海運分野**での次世代燃料の活用

横断的取組

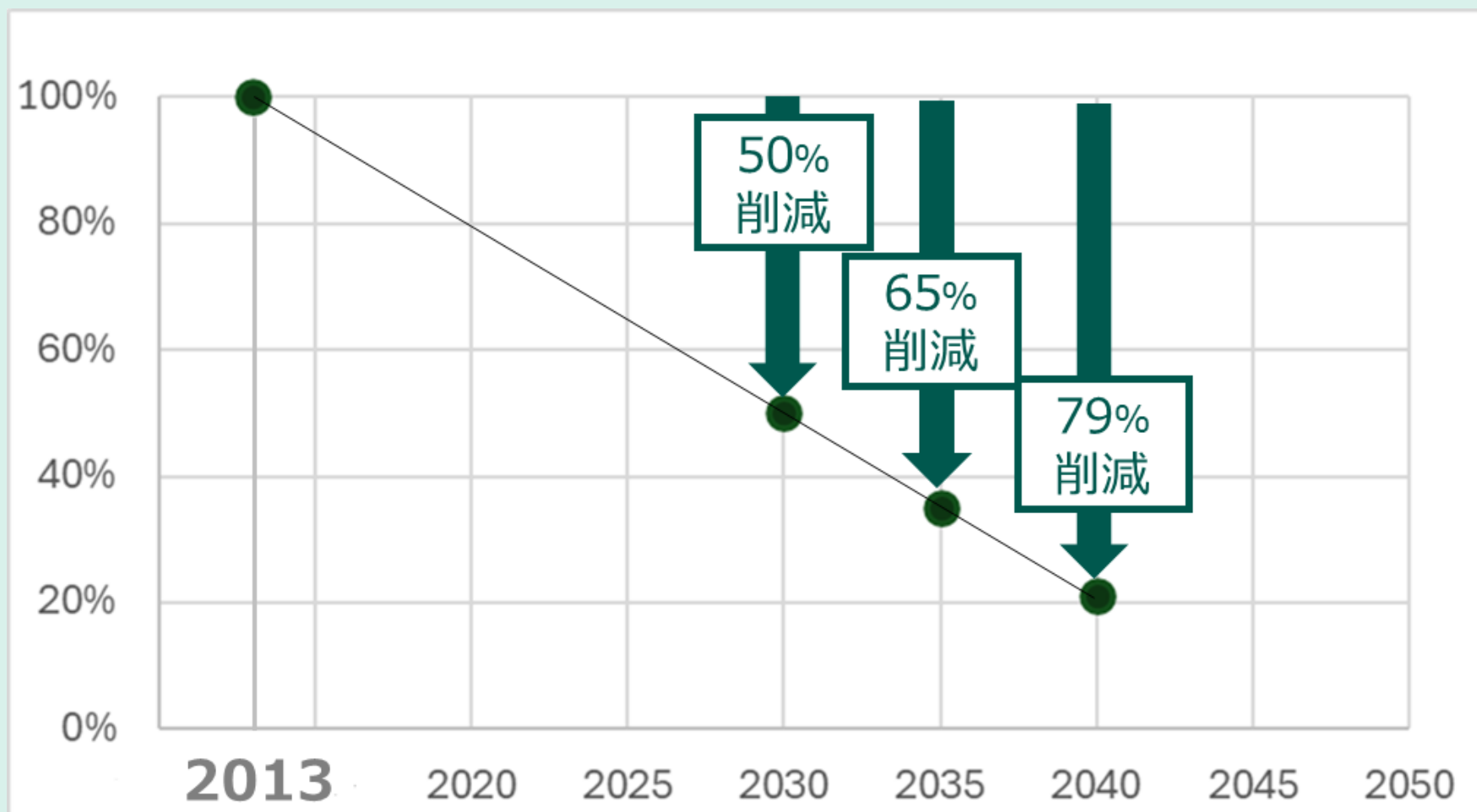
- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、**廃棄物処理×CCU**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル促進**等
- **森林**、**ブルーカーボン**その他の**吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

政府実行計画 排出量削減目標

次期NDCを踏まえた政府実行計画も令和7年2月18日に閣議決定。

これまでの2030年度50%削減(2013年度比)に加えて、2035年度65%削減、2040年度79%削減の目標を設定し(2030年度目標から直線的な経路として設定)、目標達成に向けて取り組みを強化。

地方公共団体実行計画(事務事業編)の削減目標検討の際は、政府実行計画の削減目標に準じて検討願います。



政府実行計画では、各取組について、これまでの2030年度の目標に加えて、2040年度の目標を設定。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

太陽光発電

- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
- ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**

建築物の建築

- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能**を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
- ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**

※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

公用車/ LED

- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。 ※ 電動車は代替不可能なものを除く

電力調達

- ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力**とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

GX製品

- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。

※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

※ Scope 3 排出量： 直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

情報提供

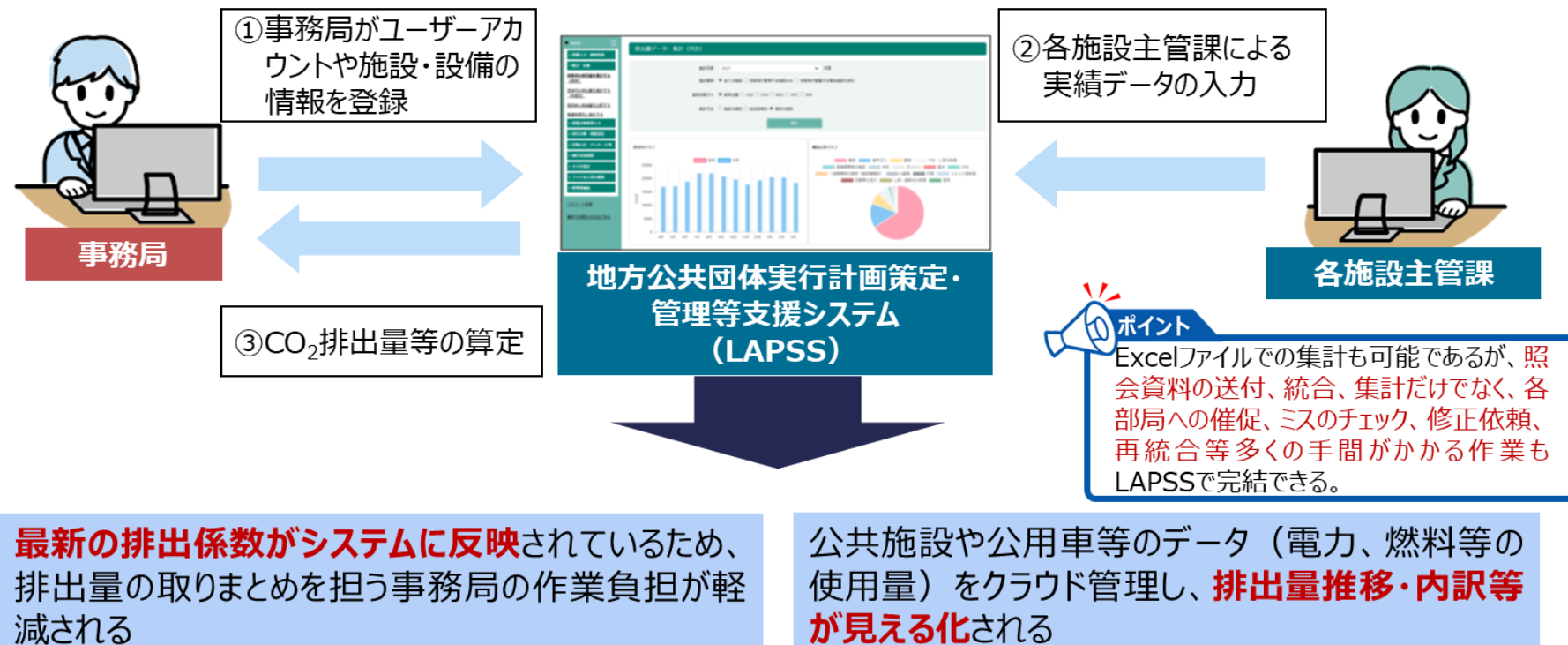
事務事業編 排出量算定作業の省力化について

事務負担の大きい毎年の排出量算定作業の省力化につながる
システムや考え方について紹介します

- ✓LAPSSシステムの利用
- ✓排出量の小さい対象活動の取扱い
- 算定・報告・公表制度（SHK制度）における算定結果との
共通化

LAPSSシステムの利用

環境省では、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（Local Action Plan Supporting System：LAPSS）」というクラウドシステムを無償提供している。これは、地方公共団体実行計画のPDCAを円滑に推進するために開発されたシステムであり、このシステムの活用により、**活動量を入力するだけで「温室効果ガス総排出量」の算定が可能**となり、作業負担が大きく軽減されるため、計画策定や排出量の算定に障壁を抱えている団体におかれては積極的に活用いただきたい。



地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（通称 LAPSS）
https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/jimu/lapss.html

排出量の小さい対象活動の取扱い

令和7年3月改定の事務事業編マニュアルには、算定活動項目の内、**排出量が全体の1%未満の活動**については、翌年度も同じ値を計上することが考えられることが示された。

これにより、**排出量ごく少量の活動**については、**毎年の算定作業を免除**することも考えられる。
各団体においては、排出量の大きい活動項目の把握とその対策から取組を強化いただきたい。

方法	算定作業省力化を行う対象	特徴
方法1 (絶対評価)	対象となる排出源（ガス別・燃料種別）の排出量が <u>当該自治体の温室効果ガス総排出量の1%未満</u> 。	算定作業省力化の判断基準を可能な限り簡略化する。
方法2 (累積評価)	対象となる排出源（ガス別・燃料種別）の排出量が <u>当該自治体の排出量を大きいものから積算した際の累積99%に入らない</u> 。	総排出量の算定精度への影響を抑えつつ、算定作業を省力化する。

具体例

活動項目	活動項目名	ガス種	燃料種等	排出量 (kg-CO ₂)	絶対評価 (方法1)	累積評価 (方法2)
第1号ハ	他人から供給された電気の使用	CO ₂	電気	7,000	53.7%	53.7%
第1号ホ	一般廃棄物の焼却に伴う排出	CO ₂	—	5,000	38.3%	92.0%
第1号イ	都市ガスの使用に伴う排出	CO ₂	都市ガス	500	3.8%	95.9%
第1号ロ	燃料の燃焼に伴う排出	CO ₂	ガソリン	250	1.9%	97.8%
第2号ル	廃棄物の埋立処分に伴う排出	CH ₄	軽油	90	0.7%	98.5%
第3号ヨ	一般廃棄物の焼却に伴う排出	N ₂ O	—	70	0.5%	99.0%
第1号ロ	燃料の燃焼に伴う排出	CO ₂	LPG	60	0.5%	99.5%
第3号ホ	自動車の走行に伴う排出	N ₂ O	ディーゼル／特種用途車	40	0.3%	99.8%
第3号ホ	自動車の走行に伴う排出	N ₂ O	ガソリン／普通貨物車	30	0.2%	100.0%
「温室効果ガス総排出量」				13,040		

省力化対象

算定・報告・公表制度（SHK制度）における算定結果との共通化

令和7年3月改定の事務事業編マニュアルには、SHK制度の報告義務を負う団体向けに、SHK制度に基づいて算定した排出量を事務事業編の排出量とみなして共通化することで、事務事業編における算定活動作業を一部省略する方法が示された。

事務事業編のみに含まれる3つの対象活動を補完的に算定・合算することで、事務事業編の温室効果ガス総排出量として公表する事が可能である。

SHK制度の報告義務を負う団体は算定作業省力化に活用いただきたい。

